

機密保持契約書

各当事者は、次のとおり機密保持契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

甲	住所	
	会社名 ／屋号	
	代表者氏名	
乙	住所	東京都文京区本郷 1-5-17 三洋ビル 60 号室
	会社名 ／屋号	中心設計 株式会社
	代表者氏名	代表取締役社長 上田 裕輔
契約締結日		

第 1 条（機密情報）

本契約において機密情報とは、甲乙が相互に開示をする技術上、生産上及び営業上の一切の情報をいう。

第 2 条（機密保持）

甲乙は、開示者の事前の書面による承諾を得ずに、機密情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩しないものとする。

甲乙は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するものとする。

甲乙は、当該機密情報を知る必要のある自己の役員及び直接雇用の従業員のみを開示するものとし、当該役員及び直接雇用の従業員に対して本契約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課すものとする。やむを得ず第三者に開示が必要な場合は、事前に書面にて相手方の了承を得るものとする。

第3条（機密保持の適用外）

本契約の他の規定に関わらず、前条に定める機密保持は、次に掲げる情報に該当するものは適用しない。

- (1) 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの。
- (2) 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。
- (3) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなしに入手したもの。
- (4) 開示・提供を受けた後、開示・提供された情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。
- (5) 甲乙が文書により機密指定を解除することに同意した情報。
- (6) 管轄官公庁の要求又は法令に基づき開示されるもの。

第4条（目的外使用の禁止）

甲乙は、事前の書面による開示者の承諾を得ずに、機密情報を甲乙共同の取組み以外の目的に一切使用してはならない。

第5条（複製の禁止）

甲乙は、機密情報を事前に開示者の文書による承諾を得ることなく複製してはならない。

第6条（機密情報の返還）

甲乙は、本契約が終了した場合、又は開示者より要求のあった場合には、機密情報及びその複製物を直ちに甲乙へ返還又は甲乙の指示する方法により廃棄するものとする。

第7条（知的財産権）

甲乙間により行われる共同取組み遂行の過程で発明、著作物等（以下、発明等という）の創作がなされたときは、発明等の帰属及びその取扱い等については、甲乙で別途協議して決定するものとする。

第8条（確認）

本契約は、本契約に基づく取引その他一切の取引を行なうことを保証するものではない。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

1. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

2. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの告も要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

第 10 条（解除）

甲乙は、その相手方が本契約の条項の一に違背したときは、予め何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第 11 条（損害賠償）

甲乙は、本契約に違背したことによりその相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

第 12 条（契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から 1 年間とする。

2. 本契約が期間満了・解除等により終了した場合といえども、第 2 条の規定は本契約終了後 3 年間、第 7 条の規定は本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第 13 条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約各条項中疑義の生じた事項については、甲乙別途協議のうえ決定する。

第 14 条（合意管轄）

本契約に関連して甲乙間に紛争が発生し前条協議によってもなお当該紛争が解決できない場合は、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとする。

「本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

以上